

予防接種スケジュールの例

予防接種のスケジュールは、それぞれの予防接種の望ましい接種時期の例を示しています。実際に接種する予防接種とスケジュールについては、かかりつけ医などと相談しましょう。丸囲み数字（①、②など）は、ワクチンの種類毎に接種の回数を示しています。

種類	ワクチン	乳児期								幼児期						学童期						
		2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	12か月	15か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳～	
定期接種	小児用肺炎球菌	①	②	③						④												
	B型肝炎（HBV）	①	②				③															
	ロタウイルス	1価	①	②																		
		5価	①	②	③																	
	五種混合（DPT-IPV-Hib）	①	②	③						④												
	BCG					①																
	麻しん、風しん（MR）									①							②					
	水痘水（ぼうそう）									①	②											
	日本脳炎														①②	③					④9～12歳 2（期）	
	二種混合（DT）																					①11～12歳 2（期）
ヒトパピローマウイルス（HPV）	2価																				①②③ 12～13歳	
	4価																					①②③ 12～13歳
	9価																					①②③ 12～13歳
任意接種	おたふくかぜ									①						②						
	インフルエンザ																					13歳より ①

- (*) 任意接種のスケジュール例については、日本小児科学会が推奨するもの
- (*) 令和6年4月1日以降、五種混合（DPT-IPV-Hib）ワクチンを接種することができます。インフルエンザ菌b型(Hib)ワクチン及び四種混合（DPT-IPV）ワクチンにより接種を開始した方は、4回目接種完了までインフルエンザ菌b型(Hib)ワクチン及び四種混合（DPT-IPV）ワクチンを接種することができます。
- (*) ロタウイルスについては、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（1価）・経口弱毒生ロタウイルスワクチン（5価）のいずれかを接種
- (*) 9価HPVワクチンを接種する場合は、合計2回又は3回接種します。15歳になるまでに1回目の接種を行った方は、2回で接種を完了できます。

※ 日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール

※ 予防接種について詳しい情報はこちら:国立感染症研究所感染症疫学センター

予防接種

◎予防接種の種類（令和6年4月1日現在）

予防接種には、予防接種法に基づき市区町村が実施する定期接種（対象者及びその保護者は予防接種を受けるよう努力する）と、対象者の希望により行う任意接種があります。市区町村が実施する予防接種の種類や補助内容の詳細については、市区町村などに確認しましょう。

・定期接種

小児の肺炎球菌、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・H i b感染症（D P T - I P V - H i b）、麻しん・風しん(MR)、日本脳炎、BCG（結核）、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、ロタウイルス

・主な任意接種

おたふくかぜ、インフルエンザ

※ 下線の予防接種は、毒性の弱い細菌・ウイルス、又は毒性を弱めた細菌・ウイルスを生きのまま使う注射生ワクチンです。次の注射生ワクチン予防接種を行う日までの間隔を27日間（4週間）以上空ける必要があるため、注意が必要です。

※ 必要な場合は、複数のワクチンを同時に接種することが可能ですので、かかりつけ医と相談しましょう。

※ [予防接種情報（厚生労働省）](#)

予防接種法に基づいて行われる、各ワクチンの定期接種についての情報を掲載しています。

◎予防接種を受ける時期

市区町村が実施している予防接種は、予防接種の種類、実施内容とともに、接種の推奨時期についても定められています。それぞれの予防接種を実施する推奨時期は、お母さんから赤ちゃんにあげていた免疫効果の減少、感染症にかかりやすい年齢、かかった場合に重症化しやすい年齢などを考慮して設定されています。生後2か月から接種が勧められるものもあるので、早めに、市区町村、こども家庭センター、保健所、市町村保健センター、かかりつけ医に問い合わせましょう。

◎予防接種を受ける時に

予防接種を受けに行く前に、体温を計り、予診票の注意事項をよく読み、予診票に必要事項を正確に記入して、母子健康手帳とともに持って行き、こどもの健康状態をよく知っている保護者が連れて行き、不安なことがある場合は、医師に相談しましょう。

◎予防接種を受けられないことがあります

からだの調子が悪い場合には、予防接種を受けたために病気が悪化したり、副反応が強くなったりすることがあります。こどもが下記のような場合には、予防接種を受けられないことがあります。

1. 熱がある、又は急性の病気にかかっている
2. 過去に同じ予防接種を受けて異常を生じたことがある
3. 特定の薬物や食品等にアレルギーがある

これ以外にも予防接種を受けるのに不適當な場合もあります。また、病気があっても受けた方がよい場合もありますので、こどもの健康状態をよく知っているかかりつけ医に相談しましょう。

◎ 予防接種を受けた後に

重篤な副反応は、予防接種後30分以内に生じることが多いため、その間は、医療機関等で様子を見るか、又は医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をわざとこすることはやめましょう。

接種当日は、はげしい運動はさけましょう。高い熱が出たり、ひきつけを起こしたり異常が認められれば、すぐに医師の診察を受けましょう。

万が一、予防接種で健康被害が生じた場合は、補償制度があります。また、接種の記録として母子健康手帳へ記入されたり、予防接種済証が発行されたりしますが、就学时健康診断や海外渡航などの際に活用されますので、大切に保管しましょう。

※ [予防接種健康被害救済制度（予防接種法に基づき市区町村が実施する定期接種の場合）](#)

※ [医薬品副作用被害救済制度（対象者の希望により行う任意接種の場合）](#)

◎ 指定された日時に受けられなかった場合

予防接種には、複数にわたって受けなければならないものもあります。指定日に接種を受けられなかったときには、かかりつけ医に相談しましょう。

◎ 妊娠中に妊婦自身の風しんウイルス抗体価が低い場合

妊娠中に風しんウイルスの抗体価が低いとわかった場合には、出産後にワクチンを接種するとよいか、かかりつけ医と相談しましょう。